

2 移譲に伴う前提条件等

- (1) 譲渡の相手方 沼代自治会連合会（認可地縁団体）
- (2) 譲渡の目的等
 - ・ 「秦野市公共施設再配置計画」及び「秦野市小規模地域施設の無償譲渡に関する要綱」に基づき、沼代児童館を、沼代自治会連合会が、その活動のため自治会館として使用することを目的として無償譲渡する。
 - ・ 市所有地であることから、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定の例により、土地は無償貸付けとする。
 - ・ 沼代児童館は、公園も隣接し、利用者も多いことから、それまで担っていた児童館機能についても存続させる。
 - ・ 今後、自治会連合会側で、開放型の自治会館とするとともに、防災面や社協のサロン活動など、多方面で活用する沼代地区の拠点とする予定。

秦野市小規模地域施設の無償譲渡等に関する要綱

（無償譲渡の条件）

第4条 無償譲渡の条件は、認可地縁団体が、本市から譲渡を受ける施設を自治会の活動のために使用することとする。ただし、それまで担っていた機能の存否については、別途協議する。 「児童館」

3 沼代児童館について

- (1) 建物 木造2階建 198.43 m² 平成11年築
 取得価格 37,485,000 円
 簿価(台帳) 6,447,420 円 (H28年度末)
- (2) 土地 堀西482-3 309.30 m² (市有地)
- (3) 利用状況 年間9,424人 (H27年度) (市内3番目の利用者数)



4 移譲後の形態

2階 — 沼代自治会連合会専用スペース
1階 — 児童館

	午前	午後	夜間
2F	沼代自治会連合会 専用スペース		
1F (例)	コミュニティ保育 (火・金)	児童館機能	一般開放等
	児童館 (土・日)		
	一般開放等 (月・水・木)	一般開放等 (児童館休館日)	自治会活動
	自治会活動	自治会活動	

※網掛け—従来の児童館で担っていた機能

5 児童館の機能維持手法について

- (1) 児童厚生員を市から派遣する。
(平日は午後。土日は一日。ただし、祝、月(月が祝の場合は火)は休館)
- (2) コミュニティ保育(すまいるキッズ)は、従来通り。(自治会で対応)
- (3) 児童厚生員が不在時は、子どもだけの自由利用はさせない。
- (4) 2階にある図書機能は1階へ移動する。

6 費用負担等について

児童館機能の維持のために必要な費用は市が負担するが、状況に応じて随時見直しを図る。

種類	市が負担するもの	自治会が負担するもの	備考
児童厚生員	人件費	—	従来の3/4程度
光熱水費	基本料金を超えた額	基本料金	電気・上下水道
消耗品等	児童館活動に必要な消耗品	建物等の消耗品	
保険 点検費用	—	火災保険 消防設備点検等	建物に係る費用 は自治会の負担
電 話	児童館用	自治会用	2台
警 備	非常通報装置	—	夜間警備は外す

7 移譲に伴う修繕等について

移譲前に、次の優先順位による修繕等について、予算の範囲内において、市が実施する。対応出来ない場合は、自治会が増改築等と合わせて実施する。

(1) 和式トイレから洋式トイレへの交換(温便座、配線工事、換気扇等)
(2) エアコン機器の劣化に伴う交換
(3) 駐車場確保のため、入口車止めを固定式から可動式への変更
(4) 屋根及び外壁の劣化に伴う再塗装
(5) 給湯器、ガステーブルの劣化に伴う交換
(6) 畳の劣化に伴う交換

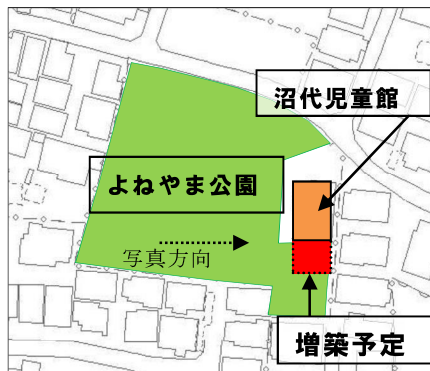
8 ライフサイクルコストの比較(20年間)

移譲した場合	移譲しない場合	差
5,610万円	8,480万円	2,870万円

※ 移譲した場合の自治会館増築、及び、移譲しない場合の自治会館新築に係る補助金相当額を含む

9 移譲後の増改築について

自治会館用地とする貸付地を拡大し、沼代自治会連合会が開放型自治会館として増改築を予定。



10 移譲時期

平成 2 9 年 6 月 議 会 に 上 程 後、速やかに移譲する予定。

(8 月 1 9 日 (土) の 沼 代 地 区 納 涼 祭 に 「 お 披 露 目 式 」 を 希 望 し て い る 。)

11 シンボル事業③ 現在と今後の動き

施設名	受入先 (交渉先)	認可地縁 団体	土地所有	
老人いこいの家 すずはり荘	鈴張自治会	済	秦野市 (売買)	平成 28 年 4 月 移譲
沼代児童館	沼代自治会 連合会	済	秦野市 (個人寄付)	平成 29 年 7 月 移譲予定
老人いこいの家 ほりかわ荘	堀川自治会 連合会	済	秦野市 (寄付)	協議中
千村児童館	千村自治会 連合会	済	千村自治会 連合会	協議中 ※土地返還